

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第33回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年4月23日

1 開 会

2 議 題

(1) 令和3年4月25日(日)以降の区業務・職員体制の考え方について

3 閉 会

令和3年4月25日（日）以降の区業務・職員体制の考え方について

1 今回の考え方の位置付け等について

新型コロナウイルス感染症については、変異株の影響を抑えるため、徹底した対策が求められる状況にある。4月25日（日）より、国では、東京都を対象区域とし、公共施設の休止等を盛り込んだ緊急事態宣言の発出を予定していることを踏まえ、北区としても、4月25日（日）以降の区業務・職員体制の考え方を、以下の通り整理する。

なお、今回示す考え方は、今後東京都から示される緊急事態宣言措置を踏まえた区の考え方を策定するまでの暫定的な方針として取り扱う。

2 基本的な考え方

<職員の勤務について>

- ・まん延防止等重点措置の実施下における対応と同様、可能な範囲で在宅勤務等に取り組む。
- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和2年12月14日修正）」の取り扱いを継続する。
- ・職員の出勤を抑制することで、対応窓口の減少を招き、待合場所でお客様の密集状況を引き起こす等業務に支障をきたすことのないよう配慮する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、可能な範囲で不急な要件等での来庁の自粛を呼びかけるとともに、区側においては、申請・届出期限等の延伸、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

<公共施設等の開所運営について>

- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・学校、幼稚園、保育園、学童クラブについては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・会館・区民センター等の貸出施設、体育館等のスポーツ施設等において

は、原則として休止とする。ただし、4月25日（日）に限り、利用者の混乱を避ける観点等からやむを得ない場合に限り、各部判断により、利用等を可とする。

<基本的な感染予防策の徹底>

- 区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、危機管理対策本部において決定した「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」の取り組みを改めて確認し、徹底する。